

## 契 約 書 (案)

長野県（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）は、令和7年度長野県観光マップ広告掲載業務について次のとおり契約を締結する。

### （信義誠実の義務）

第1条 委託者及び受託者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### （趣旨）

第2条 委託者は、受託者に対して広告枠に広告掲載を行う権利を売却し、受託者は広告掲載料を支払うものとする。

2 受託者は、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、当該広告主の広告のデザインを行い委託者に提出する。

3 委託者は、受託者から提出された広告を受託者に売却した広告枠に掲載する。

### （広告枠の規格等）

第3条 長野県観光マップの広告枠の規格、掲載位置、広告枠の数等は、別添仕様書のとおりとする。

### （広告掲載料）

第4条 広告掲載料の総額は金 円とする。

（うち消費税及び地方消費税額 円）

### （契約保証金）

第5条 受託者は、契約保証金 円をこの契約締結と同時に委託者に支払う。ただし、財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は財務規則第143条各号に該当する場合は、契約保証金の支払いを免除する。

2 委託者は、契約期間が終了したときは、速やかに契約保証金を受託者に返還する。

3 契約保証金には、利息を付さない。

### （広告掲載料の納付方法等）

第6条 受託者は、広告枠の広告掲載料として第4条に定める金額を令和7年3月21日までに、委託者の発行する納入通知書により納入しなければならない。

2 受託者は、広告掲載料を納付期限までに納入しないときは、当該未支払額につき、遅延日数に応じて年2.5パーセントの割合で計算した額の違約金を委託者に支払わなければならない。

(広告主及び広告の基準等)

第7条 広告主及び広告枠に掲載することができる広告は、長野県観光情報誌等広告掲載要綱及び同要領に定める基準（以下「掲載基準」という。）を満たすものでなければならない。

2 受託者は、長野県観光マップのデザイン性を考慮し、誌面と関連のある広告を掲載するよう努めなければならない。

(広告の原稿の作成及び提出)

第8条 広告の原稿は、受託者が作成するものとする。

2 広告の原稿の作成に要する経費は、受託者が負担するものとする。

3 受託者は、委託者が指定する期日までに、当該広告の原稿を委託者が指定した場所に提出しなければならない。

(広告主及び広告の審査)

第9条 前条第3項の規定により広告の原稿が提出されたときは、委託者は、当該原稿に係る広告主及び広告（以下「広告内容」という。）を審査し、広告内容が適当なときは、広告の原稿の引渡しを受ける。

2 前項の審査の結果、広告内容が掲載基準を満たしていないときその他広告内容が不適当なときは、委託者は受託者に対し、広告内容の補正等を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、受託者は、委託者が指定する日までに広告内容の補正等を行わなければならない。この場合において、指示の内容が広告の補正であるときは、受託者は、委託者が指定する日までに補正後の広告の原稿を提出しなければならない。

4 前項の規定による補正等を行った後の広告内容の審査については、第1項の規定を準用する。

(危険負担)

第10条 第7条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又は毀損による損害は、受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、直ちに発見することができない種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において瑕疵を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第12条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第13条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合には、この限りではないものとする。

(契約内容の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、双方協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除等)

第15条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

- (1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、第6条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。
- (2) 受託者又は、受託者の使用する職員が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (3) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。
- (4) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第15条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。ただし、事業執行にかかる取引については、委託者及び受託者相互で、その公正な取引の確保に努めるものとする。

- (1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定した時、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第15条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(債務不履行の損害賠償)

第16条 受託者は、その責に帰すべき事由により、第6条に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は第8条第3項に規定する期限までに当該広告の原稿を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は業務報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年2.5%の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

2 受託者は、第11条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

3 受託者は、第15条から第15条の3までの規定により契約が解除された時は、第5条第1項に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

4 受託者は、第1項又は第3項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第17条 受託者は、第15条の2の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約保証金の2倍に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第15条の2第1号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第18条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(個人情報の保護及び秘密の保持)

第19条 受託者は、委託業務の実施に関して知り得た個人情報又は秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

2 受託者は、この契約により業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のために別紙に掲げる事項を遵守しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第20条 受託者は、この契約の履行に必要な本件業務の内容を他の用途に使用してはならない。また、委託者が認めた場合を除き、契約の履行に伴って知り得た情報を、第三者に提供してはならない。

(事故等の報告)

第 21 条 受託者は、本件業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を委託者に報告し、すみやかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告書及び今後の対処方針を提出する。

(知的財産権)

第 22 条 受託者は、契約目的物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

2 受託者は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により委託者に生じる一切の損害を賠償するものとする。

3 受託者は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

(著作権の帰属)

第 23 条 本件成果品に関する著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、委託者に帰属する。ただし、受託者は、成果品に含まれる受託者が従来から権利を有していた受託者固有の知識、技術に関する権利等について、受託者に留保することができる。

(著作者人格権)

第 24 条 受託者は、委託者及び委託者の指定する者に対し、本件成果品に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。

(第三者の権利侵害)

第 25 条 受託者は、万が一第三者から本件成果品に関し権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

(疑義の解決)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、双方が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、委託者受託者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

委託者 長野市大字南長野字幅下 692-2  
長野県知事 阿部 守一

受託者